

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した法人事業税（以下「事業税」という。）、地方法人特別税（以下「特別税」という。）及び法人住民税（以下「住民税」という。）の更正処分並びに事業税及び特別税の重加算金決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都〇〇都税事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、平成 30 年 6 月 26 日付けでした平成 26 年 10 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日までの事業年度（以下「本件事業年度」という。）に係る事業税、特別税及び住民税の更正処分並びに事業税及び特別税の重加算金決定処分（内容は別紙処分目録のとおり。以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分は違法又は不当であると主張しているものと解される。

〇〇税務署長あてに再調査の請求書を提出しており、現在において未だ税額が確定していない。

#### 第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項の規定を適用して棄却すべきである。

#### 第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 元年 5 月 1 6 日	諮問
令和 元年 6 月 1 8 日	審議（第 3 4 回第 2 部会）
令和 元年 7 月 1 6 日	審議（第 3 5 回第 2 部会）

#### 第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

##### (1) 事業税について

地方税法（以下「法」という。）によれば、事業税の所得割に係る課税標準（法 72 条の 12 第 1 号ハ）は、法又は政令で特別の定めをする場合を除くほか、当該各事業年度の法人税の課税標準である所得の計算の例によって算定する旨定められている（法 72 条の 23 第 1 項）。

また、事業税の徴収は、申告納付の方法によるものとされており（法 72 条の 24 の 12）、事業税の申告書を提出した法人には、当該申告に係る事業税の計算の基礎となった事業年度に係る法人税の課税標準について国の税務官署の更正を受けたときは、当該更正に係る課税標準を基礎とする事業税の修正申告及びその修正により増加する事業税額の納付が義務付けられている（法

72条の33第3項)。

さらに、道府県知事は、事業を行う法人が、事務所等の所在する道府県に事業税の申告書を提出した場合において、当該申告に係る所得割の課税標準である所得が、法人税の課税標準を基準として算定した所得割の課税標準である所得(所得割の基準課税標準)と異なることを発見したときは、当該所得割の基準課税標準により、当該申告に係る所得割の計算の基礎となった所得及び所得割額を更正するものとされている(法72条の39第1項)。

(2) 特別税について

地方法人特別税等に関する暫定措置法(以下「暫定措置法」という。)によれば、特別税の課税標準は、本件の場合、基準法人所得割額(法の規定(税率については、標準税率による。))によって計算した所得割額(所得によって法人の行う事業に対して課する事業税の額(法72条))とすることとされている(暫定措置法3条及び8条)。

また、特別税の賦課徴収は、都道府県が、事業税の賦課徴収の例により、事業税の賦課徴収と併せて行うものとされている(暫定措置法10条)。

(3) 都民税について

法によれば、都民税の法人税割は、法人税額を課税標準として課する旨定められている(法23条1項3号、292条1項3号並びに734条2項及び3項)。

また、都民税の法人税割額の徴収は、申告納付の方法によるとされており(法53条、321条の8並びに734条2項及び3項)、東京都知事は、申告書が提出された場合において、当該申告に係る法人税額若しくはこれらを課税標準として算定した法人税割額が、法人税に関する法律の規定によって申告し、修正申告し、更正され、若しくは決定された法人税額若しくはこれらを

課税標準として算定すべき法人税割額と異なることを発見したときは、これを更正すべきとされている（法55条1項、321条の11第1項並びに734条2項及び3項）。

(4) 事業税及び特別税に係る重加算金について

法によれば、事業税に係る重加算金額については、納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし又は仮装し、かつ、その隠ぺいし又は仮装した事実に基づいて申告書を提出したときは、過少申告加算金額に代え、当該税額に100分の35の割合を乗じて計算した金額に相当する額を徴収しなければならない（法72条の47第1項）とされているところ、上記「隠ぺい」又は「仮装」（以下「仮装隠ぺい」という。）が行われたかどうかについては、原則として法人税において仮装隠ぺいの事実があるものとされたかどうかによって判定すべきものとされている（「地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）」（平成22年4月1日総税都第16号）第3章・第2節・第6・6の27）。

また、暫定措置法によれば、特別税及び事業税に係る加算金の計算は、特別税及び事業税の合算額によって行うこととされている（暫定措置法15条1項）。

- (5) なお、東京都知事の都税に関する賦課徴収に関する権限は、納税地を所管する都税事務所長に委任されている（法3条の2、東京都都税条例（昭和25年条例第56号）4条の3）。

2 本件処分について

これを本件についてみると、請求人については、本件国税処分による更正処分及び重加算税が賦課されていること、及び本件国税処分に係る再調査の請求については〇〇税務署長により棄却されていることがそれぞれ認められる。

そして、重加算税は、国税の課税標準等又は税額等の計算の基

礎となるべき事実の全部又は一部を仮装隠ぺいした場合に課することとされている（国税通則法68条）ところ、本件においては、本件国税処分において重加算税が賦課されていることからして、請求人による法人税の申告について仮装隠ぺいした事実があるものと推定され、これを覆すに足る証拠も認められない。また、違算等も認められない。

そうすると、上記1の法令等の定めに基づきなされた本件処分に違法、不当な点を認めることはできないことから、本件処分の取消しを求める請求人の主張は、理由がないものといわざるを得ない。

### 3 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙（略）